

令和8年度保育フェス実施等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度保育フェス実施等業務

2 目的

令和7年度に保育施設を対象に調査した結果、佐賀県内の約7割が保育者不足を感じている。また、県内の保育士養成施設(以下「養成施設」という。)への進学者数は減少傾向で、さらに養成施設を卒業後保育施設に就職する学生も減少傾向にあり、保育人材の確保は喫緊の課題である。

本事業では、高校生及び養成施設の学生を主な対象に、保育の仕事の素晴らしさややりがい、職場環境や処遇の改善状況等を効果的に発信する保育フェス(以下「フェス」という。)を開催し、養成施設への就学や保育施設への就職意欲の喚起を目的とする。

3 業務内容

本業務は、保育者の仕事内容や今の保育者の職場環境を理解してもらい、養成施設への進学及び保育施設への就職を促すことを目的として、保育フェスを企画・運営をするものとする。

なお、実施に当たっては、ボランティア等、協力を依頼することとする。県内養成施設(西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学)、県内保育団体(主に佐賀県保育会、一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、全国認定こども園協会佐賀県支部)及び佐賀県社会福祉協議会(以下「関係団体」という。)と県が行う意見交換会において関係団体にブーススタッフの派遣等を依頼する予定。併せて、意見交換会において聴取した意見については、本事業の運営内容に反映させるよう努めるものとする。

(1) 保育フェスの企画立案

次の内容を踏まえ、フェス全体のコンセプト、会場構成、広報方針、ブース企画等を含む、全体企画を立案すること。

ア 基本的な企画内容

以下の事項を満たす内容とすること。

(ア) 高校生をターゲットとする企画

- ・ 高校生が保育の仕事に興味を持ち、進路選択のきっかけとなる内容とすること。
- ・ 園児との保育体験を必ず盛り込むこと。

(イ) 養成施設の学生をターゲットとする企画

- ・ 養成施設の学生が保育現場のリアルな情報を得ることで県内保育施設へ就職を希望するきっかけとなる内容とすること。

(ウ) (ア)、(イ)共通

- ・ 保育の仕事内容や職場環境の改善等の理解促進につながる内容とすること。
- ・ 単なる情報提供ではなく、体験や対話を通じて将来の保育人材の確保という課題解決に資する内容とすること。
- ・ 企画には、関係団体及び現役保育者、養成施設の学生や高校生等で構成するワーキンググループ等の意見を反映させるよう努め、それぞれの特色、魅力が伝わるブース数、構成とすること。

イ 日程の選定

令和8年11月頃～12月頃の期間のうち、参加者が多く見込める日程とすること。
(学生の冬季休業開始前に実施する必要があるため、日程を決定する際は事前に県と協議すること。)

ウ 会場の選定

県内全域から来場者が見込める、県内の屋内施設で、十分な活動スペース、及び来場者の駐車場を確保できる場所とすること。

なお、開催時間は10時～15時頃とし、主な対象である高校生及び養成施設の学生の来場者数は200名、その他来場者を含め合計300名の来場を目標とする。

エ 来場者、ブース出展者の参加費用

無料とする。

(2)企画調整・管理業務

- ア 関係団体と十分に連携し、フェスを円滑に実施すること。
- イ 実施に当たって必要となる総合的な管理・運営業務を行う体制を構築すること。
- ウ フェス実施計画を作成し、スケジュール作成・管理を行うこと。

(3)フェスの広報及び参加者の募集

ア 受託者は、本フェスの目的を踏まえ、高校生及び養成施設の学生に対して効果的に訴求できる広報を実施すること。

特に高校生及び養成施設の学生の関心を喚起し、来場意欲の向上につながるよう、視覚的に訴求力の高い広報物を制作することとし、必要に応じて専門的知見を有するグラフィックデザイナー等を活用し、デザイン性及び訴求力の確保に努めること。

また、広報に当たっては、フェスの主な対象である高校生や養成施設の学生に向けた広報や情報発信の手法を選定すること。あわせて、少なくとも県内保育コースを設置する高校及び養成施設の学生に対し、チラシを配布すること(配布予定枚数:約1,500枚)。

なお、配布方法については、別途指示するものとする。

イ 当フェスへの来場については、原則事前申込制とするが、当日受付も可能とする。

また、定員制限する場合も、事前申し込みとするが、定員に余裕がある場合のみ当日受付も可能とする。なお、定員については別途県と協議するものとする。

なお、参加者の事前申し込みについては、二次元コードや応募サイト等から直接手続きができるようにするなど、簡単に申込できるようにすること。

(4)フェスの運営等

ア フェスの運営マニュアル及びシナリオの作成

運営マニュアルには、以下の事項を必ず明記すること。

(ア) 運営体制図

(イ) 人員配置

責任者及びスタッフそれぞれの役割を明確に記載すること。

(ウ) 会場レイアウト図

動線、各ブースで利用する諸室について、利用用途含めてすべて記載すること。

(エ) 安全管理体制及び緊急時の対応

緊急時の対応については、事前に施設管理者及び県と十分な協議を行った上で記載すること。

(オ) 当日スケジュール、各ブースプログラム内容

イ 人員等の手配及び配置

(ア) 受付担当、バス降車場所から会場までの往復誘導担当(高校、養成施設等からのバス利用がある場合)、ブース責任者、警備員、看護担当者等の人員をそれぞれ必要な数手配すること。

(※)警備員は、駐車場の誘導等を担うこと。

(※)看護担当者は常時1名配置すること。

(イ) 各ブースの担当者については関係団体と協議し、人員の派遣を依頼すること。

(ウ) 使用する物品については、関係団体と協議の上、関係団体又は受託者において準備すること。なお、ブース設置にあたり、保健所等の許可が必要な場合、受託者が事務処理を行うこと。

(エ) 配置する人員に対して、それぞれ役割を明確にさせること。

(オ) 配置する人員に対して、事前に役割と仕事内容を明確に伝え、円滑な運営ができるようにすること。

(カ) 不測の事態に備え、連絡体制を明確にしておくこと。

(キ) 受付担当、誘導担当については来場者から見てもスタッフと分かるように統一のビブス等を着用させること。

(ク) 円滑な運営を行うにあたり、必要な機材(インカム等)等を手配すること。

ウ 会場の設営及び撤収等

設営は前日に行い、当日までに撤収を完了し会場の原状回復をすること。

エ その他

(ア) 参加する者に対して保険を掛けること。

(イ) 会場及びフェス内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮したものとすること。

(ウ) 会場全体を統一感ある装飾とするなど、フェスを魅力的なものとするための仕掛けを盛り込むことが望ましい。

(5)参加アンケートの実施及び結果分析

ア 参加人数の把握

最終的な参加人数を属性(高校生、養成施設学生、保護者、潜在保育者等)ごと及びブースごとに把握し、報告すること。

なお、「その他」に分類される参加者については、その属性の内訳を可能な限り細分化して把握し、当該内訳ごとの人数を含めて報告すること。

イ 参加アンケートの実施

参加者に対するアンケートを実施し、結果を取りまとめること。なおアンケート内容については事前に県と協議し、分析結果においては、今後の実施にあたっての課題や対応策など、企画・運営に資する助言等を記載すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月 26 日まで

5 委託料

4,721 千円を上限とする(消費税及び地方消費税含む)

6 納品物

(1)実施計画、運営マニュアル、シナリオ、行程表

[部数:各 1 部 媒体:紙及びデータ

提出時期:実施計画 業務開始時、

その他 令和8年 10 月 31 日]

(2) 業務完了報告書

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(3)本事業で制作した印作物データ(AI データ、PDF データ)、写真記録データ、可能な場合は事業内容が分かる動画記録データ

なお、写真及び動画については県の広報物、SNS 等での活用を想定しているため、撮影

にあたっては参加者から事前に使用許諾を得ること。

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(4)その他、県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

7 支払方法

前金払(保険料に係る部分に限って前金払いを認める)、完了払

8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。
- (3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物がある場合、その著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
 - イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (5)(4)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにす

ること。

(11) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

(12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。